

Q & A

| カテゴリ    | 内容  | 回答  |
|---------|---|---|
| 対象要件    | 対象となる事業者は、  | 市内に営業路線を有するバス事業者もしくは、市内に事業所等を置くタクシー事業者（個人・介護タクシーを含む）が対象です。  |
|         | 納品が対象期間外になる見込みだが対象となりますか。   | 期間内に発注し、申請時点で納入、支払いが完了している費用が対象となります。申請時点で、支払い、納品のいずれかが完了していない費用は申請できませんので、ご了承ください。   |
|         | 対象となる品目は、   | 別紙のとおりです。<br>なお、対象経費明細書に添付するレシートや領収書等で内容が明確に確認できる必要があります。<br>また、一覧表に記載のない品目は原則対象外ですが、感染拡大防止対策に要した費用と判断できる場合は対象とします。<br>対象経費明細書添付の書類で明細が確認できない場合、対象外の品目が申請に含まれる場合には、書類不備で受付ができなくなる恐れがありますので、ご注意ください。 |
| 必要書類    | 必要な書類は、   | ①交付申請書兼請求書<br>②対象経費明細書（領収書又はレシート等の写しの貼付）<br>③申請に係る車両すべての自動車車検証の写し<br>④通帳のコピー等振込先金融機関の口座情報が確認できる書類<br>⑤バス事業者にあつては、営業所の所在地及び市内を1日あたり運行する車両数を確認できる書類<br>タクシー事業者にあつては事業所等の所在地及び保有する車両数を確認できる書類。         |
| 対象経費    | 国の補助金などでは、経費として消費税分が認められていないが、市の補助金では対象経費には消費税も含まれますか。                | 市の補助金では、消費税を含めて支払った金額を経費として認めています。  |
|         | 商品名が途中で切れていたり、「雑貨」といった記載内容のレシートで、申請できますか。                             | 品名が確認できるレシート等でないといけないため、途中で切れていたり内容が確認できないものは必要書類の不備となります。購入した店舗で、レシートを手書き領収書に交換いただくなど、購入商品名がわかる書類をご提出ください。   |
|         | 対象外の物品も一緒に購入しているため、レシートに対象外商品も記載されているが提出してよいですか。                      | メーカーを引くなど、補助対象商品の購入がわかるような形で提出ください。   |
| 申請方法    | 申請はどのようにすればよいか。   | 郵送もしくは、吹田市役所土木部総務交通室の窓口を持参してください。なお、持参された場合でも、受領のみとなり、申請書類の内容についてその場で確認することはできません。<br>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、極力郵送（レターパック）での申請をお願いします。  |
|         | 複数回に分割して申請することはできますか。   | 1事業者に対して1回しか交付できません。  |
| 他制度との重複 | 国や大阪府等が実施する同様の事業を申請しているが、本補助金にも申請はできますか。                              | 申請は可能となります。ただし、同一の購入物に対する重複申請はできません。国や大阪府等に申請した以外のものが補助対象経費となります。   |
|         | 国の持続化給付金、府の休業要請支援金（または休業要請外支援金）、吹田市の小規模事業者応援金に申請しているが、本補助金にも申請はできますか。 | 国の持続化給付金、府の休業要請支援金（または休業要請外支援金）、本市の小規模事業者応援金と重複して申請できます。  |
| 税制上の扱い  | 補助金を受給した場合、税制上、どう扱われますか。  | 税制上は事業所得にあたるため、課税対象となります。   |
| 予算上限    | 申請は、先着順ですか。   | 予算の上限に達し次第、受付は終了となります。  |